

令和元年度 第1回 八千代市上下水道事業運営審議会会議録

開催日時 令和元年7月4日(木)
午後2時 開会 午後3時 閉会
開催場所 八千代市上下水道局2階会議室
議 題 (1) 指定給水装置工事事業者に係る指定更新手数料の制定及び指定手数料
の改定について(諮問)

出席者名

出席委員	瀧 和 夫	委 員
	荒 井 弘 毅	委 員
	西 川 隆 治	委 員
	小 倉 久 子	委 員
	岩 佐 行 利	委 員
	野 本 雅 彦	委 員
	絹 村 信 孝	委 員
	林 ゆう子	委 員

事務局	高 橋 次 男	事業管理者
	永 沼 浩 一	上下水道局次長
	瀬 能 尾 幸 広	経営企画課長
	藤 縄 和 彦	給排水相談課長
	工 藤 拓	経営企画課主任主事
	飯 島 香 世 子	給排水相談課副主幹
	田 邊 順 司	給排水相談課主査

公開・非公開の別 公 開
傍 聴 人 0 名 (定員 5名)
所管課名 上下水道局経営企画課
電話番号 0 4 7 (4 8 3) 6 5 7 2 内線 2 8 0 3

(会議録)

事業管理者挨拶

経営企画課長諮問書読み上げ

事業管理者から会長へ諮問書を手渡し

【議題1】 指定給水装置工事事業者に係る指定更新手数料の制定及び指定手数料の改定について（諮問）

瀧議長	<p>今回の審議は事業者に対する事柄ということで、国の法律が変わり、それに伴うものになりますけれども、八千代市にとって良い方向に向かうような形で審議をしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、「指定給水装置工事事業者に係る指定更新手数料の制定及び指定手数料の改定について（諮問）」について議題とさせていただきます。諮問内容について事務局の御説明をお願いします。</p>
藤縄給排水 相談課長	<p>私から「指定給水装置工事事業者への指定更新手数料の制定及び指定手数料の改定」について、お配りいたしました資料に基づいて、ご説明させていただきます。</p> <p>1ページをご覧ください。</p> <p>今回の諮問につきましては、第197回の国会（臨時国会）において、平成30年12月6日に可決成立し、平成30年12月12日付けで公布されました「水道法の一部を改正する法律」に伴うものでございます。始めに、「水道法の一部を改正する法律」の概要につきまして、ご説明させていただきます。</p> <p>7ページの「資料1」をご覧ください。</p> <p>改正の趣旨といたしましては、人口減少に伴う水需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、水道法が改正されました。こちらにつきましては、水道施設の老朽化や人口減少に伴い、料金収入の減少や人材不足などの水道事業が直面している深刻な課題に対応するため、広域連携や多様な官民連携を進めるとともに、水道事業者等に対して水道施設の適切な管理を求めることなどにより、水道の基盤の強化を図っております。</p> <p>改正点の主な内容は、1点目が国、都道府県、市町村等の責務の明確化、2点目が広域連携の推進、3点目が適切な資産管理の推進、4点目が官民連</p>

携の推進、5点目が指定給水装置工事事業者制度の改善となっております。一部の規定を除き、令和元年10月1日より施行されることとなりました。このうち、改正法に盛り込まれた5点目の「指定給水装置工事事業者制度の改善」により、新たに更新制が導入されることとなりました。

1ページに戻らせていただきまして、要旨の下から5行目からとなりますが、この更新制の導入に伴い、本市の水道事業給水条例の一部を改正するものであり、指定給水装置工事事業者への指定更新に係る手数料を徴収する方向で検討し、算出根拠については後程ご説明いたしますが、手数料を1万円と決めました。

また、これまで4万円を徴収しておりました新規の指定に係る手数料につきまして、平成10年以降、改定が行われていないことから、更新制の導入により見直しを行い、2万円が適正であると判断いたしましたことから、改正いたしたいとするものです。

続きまして、「指定給水装置工事事業者制度の改善」について、ご説明いたします。

給水装置工事事業者制度とは、需要者に水を供給するため、公道等に布設されております配水管から分岐して設けられました給水管及びこれに直結する給水用具のことを給水装置と言い、その給水装置の工事を、水道事業者が給水区域内において、適正に施行することができると認められる者を指定する制度を言います。

平成8年の水道法の改正により、全国一律の指定基準による現行の制度が創設されましたが、新規の指定のみで、休止や廃止の実態が反映されづらいものとなっております。

事業の廃止や休止、事業所の名称、住所等の変更があった場合は、水道法施行規則で30日以内に水道事業者へ届出を行うこととなっておりますが、届出がされておらず、無届工事や不良工事があった際に連絡が取れず、所在不明な事業者が全国で問題となっている状況です。

こうした状況から、工事を適正に行うための「資質の保持」や「実態との乖離」を防止するため、指定有効期間を5年間とした「指定の更新制」が導入されることとなりました。

続きまして、2ページをご覧ください。

本市の状況となりますが、平成31年4月1日現在で、指定給水装置工事事業者は290者となっております。「過去3か年の状況」の表をご覧くださいと、年間約10者を新規に登録しており、主に千葉県内の事業者となりますが、他県で遠いところでは、広島県の工事事業者を登録している状況です。

給水装置工事を施工する際は、工事申込書により管理者に申請を行うこととなっておりますが、指定工事事業者の件数に対して過去3年間の平均になりますが、半数以下の約110社からの申請しか受け付けておりません。この状況を踏まえ、既に休廃止等を行っている指定工事事業者がいると見込まれ、更新制の導入により、今後は指定件数が減るのではないかと考えております。

続きまして、3ページをご覧ください。

手数料の算出根拠につきまして、ご説明いたします。

手数料の算出方法につきましては、過去3か年の状況を基に、手続きに係る「1件当たりの業務時間の和」に「1分当たりの人件費」を乗じたものに、「その他経費」を足して算出しております。詳細につきましては、(1)で年間の平均業務時間数、(2)で水道事業会計の中から級別の平均職員給与を算出し、(3)で職員の役職に応じた1分当たりの人件費を算出しております。

4ページ、5ページを併せてご覧ください。

4ページでは新規指定手数料、5ページでは指定更新手数料を算出しておりますが、①で級別職員の1件当たりの業務時間を算出したのち、②で1件当たりの手数料を算出しております。

算出した結果、新規指定に係る手数料を2万円に、指定更新に係る手数料を1万円とすることといたしました。

なお、新規指定手数料と指定更新手数料の違いにつきましては、指定更新に係る業務の方が、申請受付期間を設け、一括して行う業務などにより時間の短縮が図れることによるものです。

この手数料の算定方法の根拠につきまして、ご説明いたします。8ページの「資料2」の中段をご覧ください。

こちらの資料につきましては、厚生労働省より情報提供を受けた、(公益社団法人)日本水道協会が作成した「指定給水装置工事事業者制度への指定の更新制の導入におけるガイドライン(暫定版)」に記載されているもので、中ほどにあります(参考)新規指定時の手数料算出例に準じて算定しております。

続きまして、9ページ、10ページの「資料3」をご覧ください。

こちらは、「指定給水装置工事事業者」と「指定排水設備工事事業者」の千葉県内の平成31年3月31日現在の手数料の状況となります。1番目に八千代市の手数を、参考として2番目からは、指定給水装置工事事業者の新規指定手数料の高い順に並べた表となります。ご覧いただきますと、八千代市の排水設備工事事業者についても、新規の指定手数料を2万円、指定

の更新手数料を1万円としておりますが、こちらは、平成26年4月1日に改定しております。指定手続きに伴う業務内容につきましては、給水装置工事も排水設備工事も、ほとんど変わらない業務内容となっております。

続きまして、6ページをご覧ください。

法令で定める指定更新時期の平準化について、ご説明いたします。

改正法が令和元年10月1日より施行されることに伴い、指定工事事業者の指定は、5年ごとに更新を受けなければ、期間の経過により効力が失われることとなりますが、各水道事業体において、既に指定している件数が多いことから、更新時期が一定期間に集中することを避けるため、改正法の経過措置として「水道法附則第3条」において、「施行の日の前日から起算して5年を経過する日まで。」とし、「当該指定を受けた日が改正法施行日の5年前の日以前である場合にあっては、5年を超えない範囲内において政令で定める期間とする。」と規定されました。

中段の表が、平成31年4月17日に公布されました「水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令第4条」で定められました。指定年月日に応じた指定の有効期間で、本市の指定している工事事業者数を割り振ったものになります。

また、参考として指定更新手数料を1万円にした場合の収入見込み額を記載しておりますが、実際には休・廃止をしている指定工事事業者があると見込まれるため、この金額より下回るものと思われます。

また、更新の取扱いの参考例としまして、①「既存の指定工事事業者で、更新までの有効期間が1年の場合」と②「改正法施行後の新規の指定工事事業者の場合」を記載しております。

今後は、政令で定められた期間において、順次、更新手続きを行なって行くこととなります。

11ページ、12ページの「資料4」をご覧ください。

こちらは、「指定工事事業者の指定更新時における確認事項様式(案)及び情報提供リスト(例)」になりますが、「厚生科学審議会の専門委員会で取りまとめられた報告書を踏まえた制度の運用」といたしまして、更新手続きを行う際は、指定給水装置工事事業者の運営基準や営業内容等を確認することや、確認できた事項を公表することに努められたいとされておりますことから、このような様式や公表リストによって、本市を含めた各水道事業体においても運用される予定となっております。

次に、13ページの「資料5」をご覧ください。

今後のスケジュールとなります。令和元年10月1日施行を目指して、

現在進めております。給水条例の改正案を作成後、例規等審議会へ提出し、9月の八千代市議会第3回定例会へ提案いたします。施行後は、順次、スケジュールどおりに更新手続きを行なっていきます。

また、指定工事事業者への周知等につきましては、市ホームページにおいて、「指定の更新制度が導入される」ことを既にお知らせしております。

議会で議決をいただきましたら、指定工事事業者へ更新制が導入されたことや、有効期間及び更新の受付期間等のお知らせを通知する予定です。

資料の説明につきましては以上となります。

最後になりますが、本日の審議会を大内委員と佐藤委員が欠席されるのでございまして、事前に説明に伺った際に、ご質問を頂戴いたしましたので、その回答を申し上げます。

大内委員からの質問は1点ございまして、「現行の新規指定手数料が4万円の根拠は」との質問がございました。

この質問につきましては、「水道法の一部改正に伴い、平成10年4月1日より、1万円から4万円に改定しておりますが、改定前に近隣市の現状を調査したところ、千葉県水等の近隣事業者が5万円から4万円であったため、それにならい設定しています。」という回答になります。

続きまして、佐藤委員からの質問は3点ございました。

1点目は、「新規指定手数料を2万円にした場合、現行の4万円は多く徴収しすぎているのではないか」との質問がございました。

この質問につきましては、「現行制度では更新制がなかったため、指定後においても継続される内容変更等の届出業務に対する人件費も考慮し、近隣市にならい4万円を設定したものです。今回の更新制の導入に伴い、手数料の算出例に準じて算定した結果、新規の指定手数料が2万円、指定更新手数料が1万円となりましたが、4万円は妥当であると判断しております。」という回答になります。

2点目は、「更新の際に提出していただく、資料4、更新時における確認事項の提出様式により、確認業務が増えるため、新規指定手数料より指定更新手数料の方が高くなるのでは」との質問がございました。

この質問につきましては、「更新時における確認業務は、水道事業者が行うべき作業であると判断しておりますことから、業務への対価として徴収するべきものではないと考えております。」という回答になります。

3点目は、「千葉県水等が指定更新手数料を1万円とする予定だと伺ったが、新規手数料と更新手数料は同額が望ましいのでは」との質問がございました。

この質問につきましては、「手数料の算定については、算定根拠により示

	<p>したとおり、実際の業務時間にかかる人件費により算出しております。なお、手数料が同額であると指定の有効期間がせまっても、更新手続きを行わない指定工事事業者が出てくると思われ、「資質の保持」や「実態との乖離の防止」を図るために導入される更新制の促進に繋がらないと考えております。」という回答になります。</p> <p>説明は以上となります。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
瀧議長	<p>それでは、委員の皆様から、ご質問、ご意見を伺いたいと思います。</p>
絹村委員	<p>確認なのですが、今のご説明の中で、給水装置工事事業者と排水設備工事事業者とありましたが、本日の内容は給水装置工事事業者の方でよろしいのですよね。</p>
藤縄給排水 相談課長	<p>はい。</p>
絹村委員	<p>ということは、結論としては、給水装置工事事業者の方も、排水設備工事事業者と同じく、指定が2万円で、更新が1万円になるということですよ。</p>
藤縄給排水 相談課長	<p>はい。</p>
野本委員	<p>先ほど、議会の議決後、現在の登録業者に通知を行うとおっしゃっていましたが、例えば手紙とかになるかと思いますが、単に法律がこうなったから変わりますというような言い方ではなく、丁寧な言い方での通知をお願いしたいと考えております。</p> <p>それから、指定が2万円、更新が1万円となるとはっきりと言うのは、議決を待たなければいけないと思いますが、例えば、本日から9月30日の間に登録されるという業者さんに対して、どのように対応されるのでしょうか。お考えがあれば、お聞かせ願います。</p>
藤縄給排水 相談課長	<p>新規指定手数料の金額につきましては、お答えできませんが、現在、新規指定手数料について10月1日の条例改正に向けて作業を進めていることや、まだ確定ではないですが新規指定手数料を下げる可能性がある</p>

	<p>ことを伝え、それでも申請されるかどうか確認をして、受け付けるように考えています。</p>
野本委員	<p>わかりました。それからもう1つよろしいですか。今日までに新規登録をした業者さん、例えば平成30年度ですと、先ほど14者登録されたということですが、その登録業者さんが払った費用が4万円ですので、今回が少なくなるということで、多少クレームが出る可能性もありますので、丁寧な対応を準備された方がよろしいかと考えます。</p>
瀧議長	<p>本日の会議の話というのは、守秘義務があるということでしょうか。</p>
高橋事業管理者	<p>金額につきましては、案の段階ということで、今、ご審議をいただいております。まだ決定はしておりませんので、聞かれた場合には、案ということで検討しているということで、お答えいただけたらと思います。</p>
荒井委員	<p>法律の改正から、準備の御手配、お疲れ様でございました。お聞きしたいことが3つございます。</p> <p>1つ目が、近隣の市町村との比較が挙げられていますが、近隣の市町村も同じように変更するかどうかという情報はあるのでしょうか。</p>
田邊給排水相談課主査	<p>八千代市のように、指定手数料を改定するという事業者の情報は、今のところございません。</p>
荒井委員	<p>2つ目ですが、事業者さんにかかる手数料の話なので、需要者とは違う見方が必要になると思いますが、事業者さんのイメージとしては、割と広い範囲でやっつけらっしゃるのでしょうか。市内でやっつけらっしゃる方が大半なのか、それとも、県内のいたる所でやっつけて、55の市町村にそれぞれお金を払っているようなイメージなのでしょうか。</p>
田邊給排水相談課主査	<p>業者によりましては、八千代市以外に、いろいろな市町村に登録している業者さんは多いと思います。千葉県なので、千葉県の業者さんがほとんどですが、八千代市でしたら、一番多いところで千葉市さんになります。</p>
荒井委員	<p>わかりました。それはそうとして、八千代市にかかる手数料は、八千</p>

	<p>代市の算定で問題ないかと思います。申請にあたっては、例えばオンラインで申請できたりするようなことを今後、求められることがあるかもしれませんが、そういった部分は、どのようにお考えでしょうか。</p>
<p>田邊給排水 相談課主査</p>	<p>申請様式につきましては、水道法で様式が決まっています、それを基に、直接窓口で申請していただく形をとりたいと思っています。</p>
<p>瀧議長</p>	<p>窓口に来なければ、具合の悪いようなことがございますか。</p>
<p>田邊給排水 相談課主査</p>	<p>条例で、手数料は申請する際に徴収することになっています。申請の際に併せて手数料を徴収している関係で、窓口で直接申請していただく形をとっています。</p>
<p>瀧議長</p>	<p>将来的に変えていく余地はありそうですか。審査によって振り分けするということであれば、必要かもしれませんが、そうではなくて、手続きのみということであれば、時代的にはオンラインでやりたいという話も出てくるのではないかと思います。今後、この辺りをご検討いただければと思います。</p>
<p>岩佐委員</p>	<p>確認をさせていただきたいのですが、6 ページで、有効期間が切れてから再度申請をするとすると、新規扱いになるということですよ。それから、給水装置を業者で施工したものは、水道事業者さんの台帳に反映されるのですか。</p>
<p>田邊給排水 相談課主査</p>	<p>給水台帳に反映されます。</p>
<p>岩佐委員</p>	<p>その業者さんが資格を持っている時に、良好な工事をしなかった場合は、その指定をはずすペナルティをとるということは可能なのですか。</p>
<p>田邊給排水 相談課主査</p>	<p>それにつきましては、水道法で規定がありまして、指定の取り消しを行うことができます。</p>
<p>岩佐委員</p>	<p>11 ページ、12 ページのところ、5 年間の間に変更があった場合は、申請者からの申し出だけで、変更なり、取り消しなりということなのですか。</p>

田邊給排水 相談課主査	<p>今まででしたら、新規の指定のみでしたので、業者から変わったという報告が無い限り、こちらは把握することができませんでした。</p>
絹村委員	<p>1ページの「2 制度の改善」で、現行制度では、新規の指定のみで、休廃止等の実態が反映されづらく、無届工事や不良工事も発生していることから、工事を適正に行うための資質の保持や実態との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定の更新制が導入されるとありますが、無届工事、不良工事が発生していると。この中には、市から指定を受けていない業者による無届工事及び、不良工事も入っているのでしょうか。入っているのであれば、そういうことが頻繁にあるのかどうか、お答えいただきたいと思います。</p>
田邊給排水 相談課主査	<p>頻繁にはございませんが、たまにございます。本来は申請をしていただく必要がある工事内容について、無届で工事をしているということがあります。</p>
絹村委員	<p>では、指定を受けている業者についてはどうなのでしょう。無届で工事を行っているのは、指定を受けている業者でもあるのですか。</p>
田邊給排水 相談課主査	<p>はい。</p>
絹村委員	<p>指定を受けていなくて、施工ができる、それぐらいの工事だったらできるという業者についても、無届で工事を行っていることはあるのですか。</p>
田邊給排水 相談課主査	<p>はい。そういうものもあります。ただ、無届なので、把握できないということになります。</p>
絹村委員	<p>ということは、後々、トラブルになってくるということですね。今回、このような形で一応、指定と更新をはっきりさせるということならば、それは公に広報した方が良いと思います。無届の業者は使わないようにとか、そうしなければ、効力が半減されるような感じがします。今回、このようなルールを作ったならば、それを知らしめていかなければ、徹底がされないのではないかと思います。</p>

田邊給排水 相談課主査	<p>今回の更新制が導入されることを活用して、そういう部分についても改善していきたいと思います。</p>
西川委員	<p>2 ページで、更新制の導入により指定件数が減ることになるのではないかと記載してありますが、この算定についてはどのように出したのでしょうか。どのくらい減るのでしょうか。それからこのページの一番下に、200 者を登録していますと書いてありますが、これは何者を望んでいるのかという目標も教えていただきたい。</p> <p>もう 2 点ほどありまして、4 ページの②の表の中に、1 級～4 級の主事の方が、これだけの時間がかかって、これだけの単価で 9,750 円ということが書かれていますが、8 ページの一番下にも人件費に同じ 9,750 円という記載がありまして、これは私が勘違いをしているところがあるのかもしれないが、ここについて簡単にご説明をお願いします。</p> <p>それから、先ほど、本日欠席されている 2 名の委員の方からの意見をいただいたということでありましたけれども、私も指定手数料が 4 万円から 2 万円になったことについて、同じ質問をしようと考えていました。以上、これらの点について、説明をいただければと思います。</p>
田邊給排水 相談課主査	<p>まず、本市の状況として、今後、指定業者が減るのではないかという予測についてですが、2 ページの下に参考として、排水設備工事業者が 4 月 1 日現在で 200 者となっていると記載しております。給水と排水を同時に登録する業者が 8 割程度となっておりますので、その点を考えますと、現在、排水設備工事業者については更新制度がありますので、給水装置工事事業者の更新制度が始まりましたら、同じような数字になってくるのではないかと考えています。</p> <p>それから、4 ページの主事の人の人件費の 9,750 円について、参考資料としておつけしている 8 ページの日本水道協会のガイドラインの方にも同じ 9,750 円という数字がありますが、こちらはあくまでも参考資料として、私どもの方で計算した数字が、たまたま偶然同じになったということでございます。</p>
林委員	<p>やはり、未だに水道水を嫌って、そのまま飲むことを避けている方が多くいらっしゃるのですが、今回、給水装置工事に関する制度がしっかりして、水道水が安心・安全だということを確認しているということをもっと一般の方にお知らせしていけば、より水道水を使ってもらえるようになるのではないかと思います。</p>

高橋事業管理者	<p>八千代市では、イベントで水道水と市販のペットボトル水の飲み比べを行っておりまして、どちらがおいしいですかと聞いてみますと、水道水の方がおいしいとお答えになれる方が結構おります。塩素臭いすとか、水道水に対して違和感を持っておられる方がいるかと思いますが、蛇口から直接飲んでいただいても、そんなにきつい臭いはしませんし、北千葉さんから、高度処理された非常においしい水をいただき、ブレンドしておりますので、安心して飲んでいただきたいと思っています。なまぬるいと何となく嫌だなという感じがしますけれども、冷やすとよりおいしく感じられるということもあります。小さいお子様も、イベントではおいしいと言って飲んでくれていますので、今後も、ことあるごとにPRしていきたいと思っています。</p>
小倉委員	<p>このご提案については、よろしいかと思っています。それ以前の問題として、今まで指定業者というものが、最初に登録すれば、あとはずっと有効だったということが意外でした。金額はともかくとして、システムを改めることは必要なことだと思っています。今の水道の質、給水の仕方も含めて、業者さんの資質を維持するということにご努力いただきたいと思っています。</p>
瀧議長	<p>資質の向上の努力というのは非常に重要なことで、これを機会に、5年に1回の更新ということになりますので、現在も講習会等が行われていると思いますが、なお一層の向上ということでご努力していただきたいと思っています。</p> <p>他に、ご意見はございますか。よろしいでしょうか。</p> <p>では、ご質問、ご意見等は出尽くしたと思いますが、本審議会としては、諮問事項の「指定給水装置工事事業者に係る指定更新手数料の制定及び指定手数料の改定について」は、妥当であると考えてよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>はい。</p>
瀧議長	<p>では、概ね妥当であるということですので、答申文の作成に入りたいと思いますが、答申文の作成については、会長の私にご一任いただけますでしょうか。</p>
委員一同	<p>はい。</p>

<p>瀧議長</p>	<p>では、ご異議ないものと認めまして、答申文の作成については、私に一任させていただき、事業管理者への答申後、委員の皆様には、後日、答申文の写しを送付させていただきたいと思いをます。</p> <p>以上で、本日の議事は終了いたしました。</p>
------------	--

【その他】

<p>瀧議長</p> <p>瀨能尾経営 企画課長</p>	<p>事務局から他に何かありますか。</p> <p>本日は御審議いただき、ありがとうございます。今後のスケジュールの説明となりますが、今回、指定給水装置工事事業者の指定更新手数料の制定及び指定手数料の改定について御承認をいただきましたので、先ほども給排水相談課長から御案内がございましたが、10月の条例改正等に向け、作業を進めさせていただきたいと思いをます。</p> <p>また、次回の審議会の開催につきましては、平成30年度の決算の御報告を予定しております。また、併せまして、経営戦略の見直しを、現在、進めております。経営戦略につきましては、前回ご審議いただきました料金改定や水道施設再構築基本計画の内容が取り込まれておりませんので、こちらを取り込んだ形での改定を予定しております。</p> <p>段取りが整いましたら御案内させていただきますので、よろしく願いをいたします。以上でございます。</p>
<p>瀧議長</p>	<p>ただ今の説明に対して、何かございますか。よろしいでしょうか。次回は、決算の報告と経営戦略についての審議となりますので、よろしく願いをします。</p> <p>他に、委員の方から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、これもちまして、令和元年度第1回八千代市上下水道事業運営審議会を終了します。ありがとうございます。</p>

以上